

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年4月14日 23時30分ごろ
発生場所	東京都新島村西方沖 新島港北防波堤灯台から真方位024° 2.7海里付近 (概位 北緯34° 24.8′ 東経139° 15.7′)
事故の概要	遊漁船 <sup>かどろく</sup> 角六丸は、航行中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年5月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 角六丸、4.9トン TK3-10207（漁船登録番号）、個人所有 第243-18249号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 4人（釣り客）
損傷	船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁を終えて新島村西方沖において、船長がGPSプロッターの画面が眩 <sup>まぶ</sup> しいので電源を切り、目視のみで航行中、前路の岩礁に気付かず、乗り揚げた。 本船は、自力で離礁して帰港し、釣り客4人が腰部等に打撲を負った。 船長は、平成7年10月5日に東京都知事から遊漁船業者の登録を受け、自らを遊漁船業務主任者として遊漁船業を営んでいた。
分析	本船は、航行中、船長が、GPSプロッターを使用せず、目視のみで航行し、船位の確認を行っていなかったことから、前路に岩礁があることに気付かず、航行を続け、岩礁に乗り揚げたものと考えられるが、船長から情報が得られなかったことから、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、航行中、船長が、GPSプロッターを使用せず、目視のみで航行し、船位の確認を行っていなかったため、前路に岩礁があることに気付かず、岩礁に乗り揚げた可能性があるものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、GPSプロッターを活用して船位を正確に把握し、岩礁

	から十分に離れて航行すること。
--	-----------------